

京ノ尾団地避難設備改修工事設計監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名称 平成 29 年度社会資本整備総合交付金事業
京ノ尾団地避難設備改修工事設計監理業務
- 2 計画施設概要
 - (1) 施設名称 京ノ尾団地
 - (2) 敷地の場所 大町町大字福母 2615 番地 17
 - (3) 施設用途 公営住宅
(改修設計業務に係る用途) 平成 21 年度国土交通省告示第 15 号第 6 号第 1 類
- 3 履行期間 契約日から平成 29 年 10 月 31 日まで
- 4 設計と条件
 - (1) 施設の条件
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造
 - イ 階数 地上 3 階
 - ウ 棟数 5 棟
 - エ 延床面積 延べ 3,580.2 m²
 - (2) 建設の条件
 - ア 予定工事費 5,740 千円 (税抜)
 - イ 建設工期 平成 29 年 8 月 ~ 平成 29 年 10 月

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「佐賀県建築設計業務委託共通仕様書」及び「佐賀県建築工事監理業務委託共通仕様書」による。

1 業務の内容及び範囲

(1) 一般業務

ア 実施設計業務一式

- ・ 要求の確認
- ・ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ・ 実施設計方針の策定
- ・ 実施設計図書の作成
- ・ 概算工事費の検討
- ・ 実施設計内容の説明等

イ 監理業務一式

- ・ 工事監理方針の説明等
- ・ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認
- ・ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ・ 工事監理報告書等の提出

(2) 追加業務

ア 積算業務一式

- ・積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積徴収、見積検討資料の作成等

イ 関係法令等に基づく各種申請手続き又は届出業務

2 業務の実施

(1) 一般事項

ア 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。

イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

ウ 監理業務は、提示された設計と条件及び運用基準等に基づき行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他

(3) 適用基準等

ア 共通

- ・佐賀県環境物品等の調達に関する基本方針

イ 建築

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・建築工事標準詳細図

ウ 建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式・同解説（建築工事編）
- ・建築工事見積書標準書式（建築工事編）
- ・建築工事内訳書作成要領（建築工事編）

(4) 成果物の提出場所 大町町役場農林建設課

(5) 成果物の取扱いについて

提出された電子データ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

III 成果物

1 設計業務

(1) 設計書 金入設計書 1 部、金抜設計書 1 部

(2) 設計図書 別途指示

(3) 製本図書 2 部

※詳細については監督員と協議すること。

※電子データは監督員の求めに応じて、随時提出すること。